

学校生活のルール

1 学校生活のルールの意義

- (1) このルールは、すべての大中学生が自分も仲間も共に気持ちよく、安心安全に生活するためのきまりです。

2 登下校の時刻について

- (1) 7：45には昇降口を通過し、7：50には教室に入り、7：55に着席し読書を開始しています。
- (2) 完全下校は、帰りの会や部活動終了15分後です。

3 服装・身なりについて

(1) 制服について

- ア 冬服 着用期間はおおむね10月下旬から翌年の5月中旬までです
 - (ア) 学生服やズボンは、標準タイプのノータック（マークのあるもの）を着用します。
 - (イ) これらの学生服は学区内の衣料品店で購入できます。
 - (ウ) 学生服の下はワイシャツを着用します。
 - (エ) 体操服は下着として使用しません。
 - (オ) ベルトは黒色で、飾りが無いものとします。
 - (カ) 紺色の胸当てのあるセーラー服。同じ生地ネクタイをします。
 - イ 夏服 着用期間はおおむね5月中旬から10月下旬までです。
 - (ア) 上着は白色のシャツを基本とし、ポロシャツも着用できます。
 - (イ) 上着は、長袖、半袖のいずれかを選択します。
 - (ウ) ワイシャツの下には下着を着用します。
 - 体操服は下着として使用しません。
 - (エ) ズボンは冬服に準じます。
 - (オ) ベルトは冬服と同じです。
 - (カ) セーラー服の上着は白色で、胸当てのあるセーラー服。冬服と同じネクタイをします。
 - (キ) セーラー服の上着は、長袖、半袖のいずれかを選択できます。
 - (ク) スカートの冬服に準じます。
 - ウ 年間を通じての装いについて
 - (ア) 校内では、左胸にプレート製の名札をつけます。
 - (イ) 靴下は白・黒・紺色とします。）
- (2) 履き物については次のとおりです。
 - ア 通学用の靴はラインや靴ひもを含めて全て白色とし、運動にふさわしいものとします。
 - イ 上靴は、学校指定のもの、学年色が決まっています。
 - (3) その他
 - ア 制服の下には体操着やジャージを着ません。

イ 防寒具について

(ア) 防寒のためにセーターやカーディガンを着用できます。色は、紺色か黒色のものとします。

(イ) 防寒のために登下校時は手袋・マフラー・コートの着用ができます。ただし、着脱は昇降口で行い、それらの物はロッカーに入れて自己管理します。また、厳寒期に膝掛けとタイツの着用を認めます。(体育では、けが防止のため、足を覆っているタイプのタイツは着用不可とする)

(ウ) 雨天や寒さの厳しい日については、ジャージ(上下)を登下校で着用できます。ただし、授業や集会等の公の場では、制服を着用します。

(4) 頭髪と装飾品について

ア 学校生活の妨げにならず、自然で好感のもてる中学生らしい髪型とします。肩に触れる程度になつたらしめます。

(5) カバン類について

ア 学校が指定するライトバックとサブバック(サブバックの購入は任意)を原則とします。

(6) その他

ア 通学時及び校内では、学校で指定する制服を正しく着用します。

イ 清掃時の服装は、ワイシャツ、ジャージ(ハーフパンツ)を着用します。ただし、寒さが厳しいとき、ジャージの着用可能です。

4 通学について

(1) 保護者と相談し、安全な道を通ります。通称「北方道路」は通りません。

(2) 通学は、徒歩または自転車通学とします。

(3) 自転車通学は原則、次の地区に在住している生徒とします。

清ヶ谷、石津、小谷田、横砂、今沢、二軒谷(西大谷)、雨垂、浜、岡原、東大谷、藤塚、新井、中新井、野賀、野中、本谷、150号線以南(沖之須、西大淵) ※2km以上あれば申告制

(4) 自転車通学者は、次のことを守ります。

ア 『自転車通学許可願』を学校に提出し、許可証を受けます。

イ 自転車には、学校が交付した鑑札をつけます。

ウ 通学時には、必ずヘルメットを着用します。

エ 雨降りには、カッパを着用し、傘は使用しません。

オ スタンドについては、両足とします。

(5) その他

ア 公共の交通ルールを厳守します。特に自転車1列、歩行者2列以内を守ります。

イ 自転車通学ルールを守らないときには、一時的に自転車通学を停止します。

ウ 自転車事故に関わる高額訴訟が起きています。自転車保険加入が義務化されています。